

東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院 受託実習生受入規則

最終改正平成26年12月2日

(趣旨)

第1条 東京大学医学部附属病院及び東京大学医科学研究所附属病院(以下「附属病院」という。)において、委託による実習生を受け入れる場合はこの規則の定めるところによる。

(委託機関)

第2条 附属病院に学生、生徒等の実習を委託できる機関等は、薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等(以下「養成機関等」という。)とする。

(手続)

第3条 養成機関等の長は、学生、生徒等の実習を附属病院に委託しようとするときは、学生、生徒等の氏名、実習の期間、内容等を記載した所定の書面を添えて、病院長に申請しなければならない。

2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、附属病院の業務に支障がなく、受託を適当と認めた場合に限り、学生、生徒等の実習を許可することができる。

3 病院長は、前項の規定により、実習を許可するときは、これを養成機関等の長に通知する。

(実習期間)

第4条 実習生の実習期間は、原則実習を許可する日に属する会計年度を超えないものとする。

(実習料)

第5条 実習を許可された学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)の養成機関等の長は、実習料を前納しなければならない。

2 実習料は、受託実習生の受け入れを許可するときに全額を徴収する。

3 病院長は、実習料を所定の期間までに納付しない養成機関等の長に対して、実習の許可を取り消すものとする。

4 既納の実習料はいかなる理由であっても返還しない。

5 実習料の額は別表のとおりとする。但し、特別の事情により別表に掲げる実習料によることができない場合にあっては、あらかじめ病院長の承認を得た場合に限り、別段の取扱いをすることができる。

(実習)

第6条 受託実習生は、病院長の指示に基づき実習しなければならない。

2 受託実習生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。又、実習中知り得た秘密を漏らしてはならない。実習の終了後も同様とする。

(願い出による退所)

第7条 受託実習生が退所しようとするときは、養成機関等の長を通じて、病院長に退所願を提出しなければならない。

(実習の停止及び許可の取消し)

第8条 病院長は、受託実習生が第6条第1項及び第2項の規定に違反し、又は受託実習生として相応しくない行為があったときは、当該受託実習生の実習を停止させ、若しくは第3条第2項に定める許可を取り消すことができる。

2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、若しくは実習の許可を取

り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、受託実習生に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年5月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月2日から施行する。

別表

実習料金表

職 種	料 金	備 考
薬剤師	496,800円/11週間	
	32,400円/月	薬学部学生の病院実務実習期間(11週間)終了後の追加の実習についてのみ適用する。
保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、歯科技工士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、臨床心理士、言語聴覚士、精神保健福祉士、病院事務	2,160円/日	
外国医師 (外国において医師に相当する資格を有する者)	32,400円/月	
	2,160円/日	期間が15日間以内の場合に限る。

上記によりがたい場合は、病院長の決定によるものとする。